

日本の水際対策強化に関する新たな措置（陰性証明の提出）

令和3年1月8日

1月8日、日本政府は、日本国内の緊急事態宣言発出に伴い、同宣言が解除されるまでの間、全ての入国者・再入国者及び帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施することを決定しました。

この決定を受け、ポルトガルを含む入国拒否対象国・地域（※以下リンクご参照）から帰国する日本人についても、日本時間1月13日午前0時より、出国前72時間以内の陰性証明の提出が必要になります。陰性証明を提出できない方は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機が求められ、入国後3日目に改めて行われる検査で陰性と判定されれば、位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約した上で同宿泊施設を退所し、入国後14日間自宅等での待機を行うという流れになります。

※https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

なお、日本政府による今次措置の内容については、次のリンクをご確認ください。
https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>